

報告第3号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和7年5月13日提出

沼田市長 星 野 稔

第5号

専決処分書

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例について

沼田市都市計画税条例の一部を改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

沼田市長 星 野 稔

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例

沼田市都市計画税条例（昭和３２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第５項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１５項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の沼田市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

